

3メガバンクの東南アジア戦略、 収益拡大のカギはリテール強化 質・量ともに大きく先行するMUFJ、 追う2行はローカルバンク化の進捗等が課題

3メガバンクともに成長著しい海外市場に進出する重要性が高まっている。中でも総人口が多く、年齢構成が若い東南アジア市場は、中長期的にも高成長が見込め、開拓の余地が極めて大きい。そうした中で、MUFJは、東南アジアの主要な成長ドライバーとなりうるタイやフィリピン、インドネシアなどで大手地場銀行の買収を着実に実行しており、質・量ともにほかを圧倒する。今後、東南アジアで中産階級層が拡大する中、3メガともに、ローカルバンク化を通じてリテールビジネスをいかに強化していくかが課題となる。

野村証券 エクイティ・リサーチ部
パンアジア銀行・金融リサーチヘッド

高宮 健



開拓余地の大きい 東南アジア市場

昨今、日本銀行によるマイナ
ス金利政策の導入や少子高齢化
の影響を受け、邦銀が国内市場
で得られる収益は将来的にシユ
リンクしつつある。こうした中、

メガバンクは新たな収益源の確
保に向けて、海外市場の開拓を
重要戦略の一つに位置付けてい
る。特に東南アジアは多くの人
口を抱え、シンガポールやタイ
のように高齢化が進む国が一部
で存在するものの、相対的に人
口構成は若い。

足もとの経済成長は世界経済
の平均伸び率を大きく上回り、
将来的な人口動態を考慮しても、
中長期的な成長が期待できる。
世界的な先進市場であるシンガ
ポールや、中進国から将来の先
進国入りを展望するマレーシア
の存在が際立つが、他の国・地

域の場合、成長への伸びしろが
大きく、市場開拓の余地も十分
に見込まれる。

グローバルバンクへと 飛躍するMUFJ

3メガバンクの東南アジア戦
略を比較すると、質・量ともに、

遂に現実化する勘定系システムのクラウド利用

銀行の勘定系システムにパブリッククラウドを採用する動きが出始めた。これまでもサブシステムなどでクラウドを利用する銀行はあったが、勘定系でクラウドを採用しているケースは本邦ではない。こうした中、日本ユニシスが4月から、同社の勘定系システム「バンクビジョン」の基盤に日本マイクロソフトのパブリッククラウドを採用し、稼働検証すると発表。業界最大のAWSでも勘定系でクラウドを採用する胎動があり、「勘定系クラウド」が現実味を帯びてきた。

「勘定系クラウド」の時代が到来へ

いよいよ「勘定系システム」のパブリッククラウド利用が現実味を帯びてきた。3月23日、日本ユニシスの勘定系システム「バンクビジョン」の基盤として、日本マイクロソフトのパブリッククラウド「Azure（アジュール）」を採用する共同プロジェクトが4月から始まることが公表された。バンクビジョンを利用する地方銀行は北國銀行、百五銀行、紀陽銀行など10行。日本ユニシスと日本マイクロソフトは、システム更改のタイミングに合わせてアジュールへの移行を勧めていく方針だ。一部メディアは、北國銀行が勘定系システムにアジュールの採用を検討していると報じている。北國銀行は2015年1月から10年間の契約でバンクビジョンを採用し

ているが、利用開始から5年後の20年にハードウェアが更改となるため、このタイミングでアジュールに移行するとみられる。北國銀行ではこれまで、事務集中化やペーパーレス、タブレットでの金融商品販売など、早くから電子化・合理化を進めてきた。また、新しくインターネットバンキングシステムをアジュール上で開発し、今夏をメドに稼働すると公表している。こうした施策の延長線上に今回の「勘定系クラウド」がある。

これまで金融業界でのクラウド利用は、ネット銀行やメガバンクが先行してきた。ついに地方銀行でも、勘定系までもがクラウドへの移行対象に入ってきたことで、幅広い業態で一気にクラウド利用が進む可能性がある。実際、他の地銀からも「当行も時期が来れば勘定系システムも前向きに考えている」といった声が聞こえてくる。

他方で、パブリッククラウドで業界最大のアマゾンウェブサービスジャパン（AWS）は2月13日、従前から開設している東京のデータセンターに加えて、「大阪リージョン」を新たに設置した。勘定系以外のシステムでAWSのクラウド利用を進めてきた三菱UFJ銀行やソニー銀行は、「災害対策環境が整えば、勘定系のクラウド移行の可能性は十分ある」との意向を示している。今回、自然災害時などのバックアップ環境が整ったことで、AWSでも「勘定系クラウド」が現実味を増している。

移行リスクの芽を摘む 検証作業

ウォーターフォール型で開発を進める従来のオンプレミスのシステムでは、開発に時間とコストがかかり、新商品やサービス開発でも柔軟性を欠いた。一方、アジャイル型でトライ&エラーが容易なクラウドでは、開発にかかる時間とコストを削減でき、スピードが求められる現在の経営環境に適している。金融業界に先行してクラウドの導入が進むインターネット業界や製造業、小売業などでは、すでに情報系や基幹系システムでの利用が拡大している。

ただし、勘定系のアジュールへの移行には課題もある。いちばんのネックは、「不定期メンテナンス」と言われる数カ月に一度程度起きる最大30秒のフリーズ時間があ

約40年ぶりの抜本的見直し、 改正相続法案の要点

配偶者居住権や預貯金の仮払い制度、 自筆証書遺言の保管制度の創設などが目玉

大和総研

金融調査部研究員

小林 章子



いわゆる相続法の改正法案が3月13日に国会に提出された。約40年ぶりの抜本的改正であり、配偶者居住権・配偶者短期居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言の保管制度の創設などが盛り込まれている。原則として公布日から1年以内の施行を予定しており、今後の審議の進捗状況が注目される。

被相続人の配偶者の 居住保護の権利を創設

〔配偶者居住権〕

被相続人の所有する建物で同居する相続人が被相続人死亡後も居住を続けるため、当該建物の所有権を取得した場合、評価額が高額となることで他の財産を相続できないケースがある。特に高齢の配偶者にとり、生活資金の確保が難しくなるという問題が生じていた。

法案では、相続開始時に被相続人が所有する建物に居住して

いた配偶者について、遺産分割または遺贈により、原則としてその終身の間、無償で建物の使用・収益ができる権利（配偶者居住権）を取得できることが提案されている。遺産分割において、財産的価値相当額を相続したものと取り扱われるが、所有権と比べて評価額が低額となるため、他の財産が相続しやすくなる。なお、配偶者居住権や居住権付きの建物、建物の敷地利権等の評価方法については、議論の段階で固定資産税評価方法をベースとした簡易な評価方法

が示されている（法制審議会員法（相続関係）部会第19回会議資料参照）。相続税法上の財産評価については、今後通達に規定が設けられると思われる。配偶者居住権は店舗や賃貸として使用していた収益部分を含む建物のすべての部分に及ぶ。また、登記（占有は不可）により相続人以外の第三者に対しても主張（対抗）できるほか、配偶者は建物所有者に対して登記手続をするよう請求でき（登記請求権）、強力な権利といえる。

〔配偶者短期居住権〕

被相続人の所有する建物で同居する相続人に対しては、被相続人死亡後にその居住を保護する必要が生じることがある。このような同居相続人（配偶者に限られない）には、判例上、被相続人との間での居住建物の使用貸借の合意を推定して居住を保護する取扱いが確立していたが、居住建物が他の相続人に遺贈された場合などは、居住を保護できないという問題があった。法案では、相続開始時に被相続人が所有する建物に無償で居住していた配偶者について、相